

## 平成26年8月19日からの豪雨災害の被災者に対する生活上の支援について(広島市・広島県)

平成26年8月19日からの豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。  
 今回の災害による被害について、広島市及び広島県では次のような生活上の支援を行います。  
 申し込み、ご相談については、下記の区役所区政調整課、避難されている避難所の担当職員又は  
 窓口課・所管課等にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

地域	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
安佐南区	安佐南区役所区政調整課 避難所担当職員	082-831-4927 082-831-4925
安佐北区	安佐北区役所区政調整課 避難所担当職員	082-819-3903

## 【支援策一覧】

(注)網掛けの部分は第3版から追加した支援策です。

区分	内容	窓口課・所管課等
り災証明書に関する事	り災(火災以外)証明書の発行	各区役所地域起こし推進課 安佐南区:831-4926 安佐北区:819-3905
	り災(火災以外)証明書の交付手数料の免除	消防局防災課防災係 (546-3446)
	り災(火災)証明書の発行	各消防署警防課消防指導係 安佐南消防署:877-4101 安佐北消防署:814-4795
	り災(火災)証明書の交付手数料の免除	消防局警防課調査係 (546-3453)
見舞金の支給などに関する事	災害弔慰金 ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	安佐南区生活課(831-4939) 安佐北区生活課(819-0575) (健康福祉局地域福祉課 保護係(504-2138))
	災害見舞金 ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円 ・住家の全壊・流世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円など	
	※広島県災害見舞金 ・住家の全壊・流世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	
	被災者生活再建支援金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊しやむを得ず解体した世帯、大規模半壊世帯等に対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金  (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円	
融資に関する事	災害援護資金 療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷をされた世帯主の方や住居の全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害を受けた方に対する貸付金 ・貸付限度額(350万円)及び所得制限有り ・貸付利子 年3%	

区分		内容	窓口課・所管課等
融資に関すること		<b>生活福祉資金貸付制度</b> 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <緊急小口資金> ・被災により一時的に生活費が必要なとき（生活保護世帯は除く） ・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子	安佐南区社会福祉協議会 (831-5011) 安佐北区社会福祉協議会 (814-0811) (健康福祉局地域福祉課 地域福祉係(504-2137))
		<b>母子・寡婦福祉資金の貸付制度</b> 母子家庭の母、寡婦又は、40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）の方で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金 ・住宅の建設、購入、改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方 貸付限度額 26万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5%	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (こども未来局こども・家庭支援課 家庭支援係(504-2723))
住まいに関すること	公営住宅 入居	市営住宅の提供	安佐南区建築課(831-4954) 安佐北区建築課(819-3937) (都市整備局住宅政策課 管理係(504-2293))
		※県営住宅への特別入居	県庁住宅課(513-4171)
	母子生活支援施設入居	母子生活支援施設への一時受入	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (こども未来局こども・家庭支援課 家庭支援係(504-2723))
	現物支給	住宅の応急修理	都市整備局建築指導課 第一指導係(504-2287)
	手数料等の 減額・免除	建築確認申請手数料等の減免	安佐南区建築課(831-4952) 安佐北区建築課(819-3938) (都市整備局建築指導課 第二指導係(504-2288))
		応急修繕等に係る建築確認申請の免除	都市整備局建築指導課 第二指導係(504-2288))
		宅地造成工事許可申請手数料の免除	都市整備局宅地開発指導課 指導調整係(504-2285)
		被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事の各手数料等の免除	水道局給水課給水装置係 (511-6864)
	融 資	広島市災害復興住宅特別貸付	都市整備局住宅政策課 計画係(504-2291)
		※住宅金融支援機構災害復興住宅融資 被災した住宅を復旧するための資金融資 ・住宅の建設を行う方 ・新築住宅購入、リユース住宅購入を行う方 ・住宅の補修を行う方	(独)住宅金融支援機構 (0120-086-353) 県庁住宅課(513-4164)
※住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資 宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事の融資制度 ・被災した宅地について、宅地造成等規制法等に基づく改善勧告又は改善命令を受けた方		(独)住宅金融支援機構 (0120-086-353) 県庁都市計画課(513-4127)	

区 分		内 容	窓口課・所管課等
住まいに関すること	相 談 窓 口	被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談	安佐南区建築課(831-4952) 安佐北区建築課(819-3938) (都市整備局建築指導課 第二指導係(504-2288))
防災に関すること		ビニールシート及び土のうの貸与	消防局警防課警防企画係 (546-3451)
ごみ等の処分に関する こと		土砂等及び被災ごみの処理	下水道局河川課(504-2377) 環境局業務部業務第一課 (504-2219) 経済観光局農林水産部 農林整備課(504-2752) 道路交通局道路部道路課 (504-2369)
		し尿処理手数料の減免	環境局業務第二課指導係 (504-2222)
衛生相談に関すること		井戸等の飲用水の衛生相談・指導	健康福祉局環境衛生課 環境衛生係(241-7408)
学 校 に 関 する こと	授 業 料 等 の 減 額 ・ 免 除	広島市立大学授業料、入学料の減免・徴収猶予	広島市立大学学生支援室 (830-1522) 企画室入試グループ(830-1503)
		市立幼稚園・高等学校授業料減免	教育委員会学事課学事係 (504-2469)
		※県立広島大学授業料の減額・免除	在籍している各キャンパス教学課
		※県立高等学校の授業料等の減額・免除	通学している県立高等学校
		※私立高等学校等の授業料(保育料)の減額・免除	通学している私立高等学校など
		※高等学校等奨学金	通学している高等学校
	そ の 他 の 生 活 救 済	教科書・教材・学用品の給与	教育委員会学事課学事係 (504-2469)
税金・納付 金の減免・ 免除等に 関 する こと	税 金	市税の減免等(市民税・固定資産税等)	北部市税事務所第一市民税係 (831-4935)
		※県税の減免・納税猶予(自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税等)	県庁税務課(513-2328) 西部県税事務所(513-5372)
		市税証明等の交付手数料の免除	北部市税事務所管理係 (831-4932)
	医 療 ・ 保 険 等	介護保険料の減免	安佐南区健康長寿課介護保険係 (831-4943) 安佐北区健康長寿課介護保険係 (819-0621) (健康福祉局介護保険課管理係 (504-2173))
		介護保険利用者負担額の減免	安佐南区健康長寿課介護保険係 (831-4943) 安佐北区健康長寿課介護保険係 (819-0621) (健康福祉局介護保険課 認定・給付係(504-2363))
		国民健康保険医療費の一部負担金の減免	安佐南区保険年金課(831-4929) 安佐北区保険年金課(819-3909) (健康福祉局保険年金課 保険係(504-2157))
		国民健康保険料の減免	

区 分		内 容	窓口課・所管課等
税金・納付金の減免・免除等に関すること	医療・保険等	※後期高齢者医療費の一部負担金の減免	安佐南区健康長寿課(831-4941) 安佐北区健康長寿課(819-0585)
		※後期高齢者医療保険料の減免	(健康福祉局保険年金課 福祉医療係(504-2158))
		※国民年金保険料の免除	安佐南区保険年金課(831-4931) ・佐東出張所(877-1311) ・祇園出張所(874-3311) ・沼田出張所(848-1111) 安佐北区保険年金課(819-3910) ・白木出張所(828-1211) ・高陽出張所(842-1121) ・安佐出張所(835-1111) (健康福祉局保険年金課 管理係(504-2159))
	障害福祉	障害福祉サービス利用者負担額の減免	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局 障害自立支援課(504-2148) 精神保健福祉課(504-2228))
		重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害自立支援課 (504-2148))
		補装具、日常生活用具給付に係る自己負担額の減免	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害自立支援課 (504-2148))
		広島市心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課 (504-2147))
		障害児通所支援等利用者負担額の減免	安佐南区 保健福祉課(831-4946) 安佐北区 保健福祉課(819-0608) (健康福祉局 障害自立支援課(504-2148) 精神保健福祉課(504-2228))
	児童福祉	保育料の減免	安佐南区 保健福祉課(831-4945) 安佐北区 保健福祉課(819-0605) (こども未来局保育企画課 (504-2153))
		児童福祉施設(保育所・障害児入所施設を除く)徴収金の減免	児童相談所支援課(263-0694) (こども未来局こども・家庭支援課 家庭支援係(504-2161))
		児童福祉施設(障害児入所施設)徴収金の減免	児童相談所支援課(263-0694) (健康福祉局障害自立支援課 (504-2148))
	水道・下水道	水道料金及び下水道使用料の減免	水道局安佐南営業所(831-4565) 水道局安佐北営業所(819-3958) (水道局営業課庶務係 (511-6832))  (下水道局管理課使用料係 (241-8258))
	その他	証明手数料の免除(住民票の写し等)	安佐南区市民課(831-4928) ・佐東出張所(877-1311) ・祇園出張所(874-3311) ・沼田出張所(848-1111) 安佐北区市民課(819-3907) ・白木出張所(828-1211) ・高陽出張所(842-1121) ・安佐出張所(835-1111) (企画総務局総務課区政係 (504-2112))

区 分		内 容	窓口課・所管課等
税金・納付金の減免・免除等に関すること	そ の 他	傷病者搬送証明書の交付手数料の免除	消防局救急課(546-3461)
		養護老人ホーム入所負担金の減免	安佐南区健康長寿課(831-4941) 安佐北区健康長寿課(819-0585) (健康福祉局高齢福祉課福祉係(504-2145))
償還条件の緩和に関すること		高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	健康福祉局高齢福祉課福祉係(504-2145)
		障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課(504-2147))
		下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予	下水道局計画調整課調整係(504-2406)
		水洗便所設備資金貸付金の償還猶予	下水道局管理課普及促進係(241-8257)
		市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(212-3227) 安佐市民病院(815-5211) 舟入市民病院(232-6195) リハビリテーション病院(848-8001) 自立訓練施設(849-2868) 安芸市民病院(827-0121) (健康福祉局保健医療課市立病院機構担当(504-2668))
その他の生活救済に関すること		被災家庭乳幼児の保育園での一時預かり(公立保育園)	こども未来局 保育企画課(504-2153)
		被災家庭乳幼児の保育園での一時預かり(私立保育園)	こども未来局 保育指導課(504-2154)
		乳幼児等医療費補助の支給要件の緩和	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (健康福祉局保険年金課福祉医療係(504-2158))
		児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (こども未来局こども・家庭支援課家庭支援係(504-2723))
		重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局保険年金課福祉医療係(504-2158))
		特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課(504-2147))
		障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	
		広島市難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買換えのための助成要件の緩和	
		自立支援医療(育成医療・更生医療)に係る自己負担上限月額の変更	・育成医療 安佐南区生活課(831-4939) 安佐北区生活課(819-0575) (健康福祉局障害福祉課(504-2147)) ・更生医療 安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害福祉課(504-2147))

区分	内容	窓口課・所管課等
その他の生活救済に関すること	※障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	安佐南区保険年金課(831-4931) ・佐東出張所(877-1311) ・祇園出張所(874-3311) ・沼田出張所(848-1111) 安佐北区保険年金課(819-3910) ・白木出張所(828-1211) ・高陽出張所(842-1121) ・安佐出張所(835-1111) (健康福祉局保険年金課管理係(504-2159))
	障害者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	安佐南区保健福祉課(831-4946) 安佐北区保健福祉課(819-0608) (健康福祉局障害自立支援課(504-2148))
	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	安佐南区健康長寿課(831-4941) 安佐北区健康長寿課(819-0585) (健康福祉局高齢福祉課福祉係(504-2145))
心身のケアに関すること	健康相談	健康福祉局保健医療課保健予防・指導係(504-2290) 安佐南区 保健福祉課(831-4944) 安佐北区 保健福祉課(819-0616) (精神保健福祉センター相談課(245-7731))
	こどもの心身のケア	安佐南区 保健福祉課(831-4944) 安佐北区 保健福祉課(819-0616) 精神保健福祉センター相談課(245-7731) (こども未来局こども・家庭支援課(504-2623))
ボランティアに関すること	ボランティアの受け入れ及び派遣	安佐南区災害ボランティアセンター ボランティア参加希望専用 (080-2931-3142,3242) (080-2932-8242,8342) ボランティア依頼希望専用 (080-2931-3642) (080-2932-8042,8142)  安佐北区災害ボランティアセンター ボランティア参加希望専用 (080-2931-4242) ボランティア依頼希望専用 (080-2931-4542)
その他の相談等に関すること	※各種相談窓口の案内(県民相談)	県生活センター(223-8811)
	※運転免許証の再交付等	広島県警察本部(228-0110)

※は広島県等が実施する支援